（第三種郵便物認可　昭和二十年十月十七日）

勞働者各團體との諒解いよ〳〵深まり　協力方針確定

産業報國運動は勞資双方の自發的な發意に基く國民運動であり、二面既報の如く事業家團體たる全産聯は六月十六日付常任委員會決議を以て正式に無條件欣然參加を發表したのであるが、一方勞働者各團體方面とも隔意なき懇談を遂げこゝに諒解をいよいよ深め、全面的に協力の方針が確定せられつゝある狀況である。

勞資調整案立案に際しては、松岡、高山、西山、小林諸氏の參加協力を得たのであるが、更に各方面と懇談を重ね諒解を深めた次第であつて、その大要を摘記すれば次の如くである。

勞働組合關係

産業勞働クラブとの懇談會

一、日時　五月十六日午後五時
一、出席者
西山仁三郎氏、森昌示氏、城戸房男氏、大久保秀治氏、森本桂正氏、東條喜七氏、永野友章氏
協調會
中川豎一氏、坂井篠治氏、廣瀬健一氏、畑中正壽氏、小沼東吾氏

愛國勞働農民同志會との懇談會

一、日時　五月二十一日午後五時
一、出席者
近藤榮藏氏、松本勇平氏、小林順一郎氏、今村等氏、阿部己眞平氏、中澤辨次郎氏
協調會
中川豎一氏、坂井篠治氏、廣瀬健一氏、畑中正壽氏、小沼東吾氏

日本勞働總同盟との懇談會

一、日時　五月三十一日午後五時
一、出席者
松岡駒吉氏、上條愛一氏、原虎一氏
菊川忠雄氏、河野密氏
協調會
長岡保太郎氏、中島仁之助氏、新川士郎氏、廣瀬健一氏、小沼東吾氏

愛國勞働組合全國懇談會

一、日時　六月二日午後五時
一、出席者
新妻　篤譯氏（新日本海員組合）
田中英代吉氏（東電愛國同盟）
高田　久藏氏（日本勞働組合總聯合）
藥　榮二氏（同）
皆川　利吉氏（同）
高橋　慶次氏（同）
今井　猛氏（同）
協調會
中川豎一氏、西宮氏、溜島武雄氏、中島仁之助氏、新川士郎氏、廣瀬健一氏、小沼東吾氏

政黨關係

社大黨との懇談會

一、日時　昭和十三年六月二十二日午後六時—九時
一、出席者
社大黨側　三輪譯壯氏、淺沼稻次郎氏、平野學氏
協調會側
河原田稼吉氏、町田辰次郎氏、長岡保太郎氏、溜島、坂井、子安、新川廣瀬各氏

懇談の内容を略記すれば、協調會側より種々運動の趣旨經過具體的内容等を説明し、社大黨側から種々質疑並びに意見の開陳があつたが結局、協力することゝ、協調會はこの運動に本腰を入れて行つてもらひたいこと、この運動は最初はフリクションがあるが結局勞資双方分つてくるだらう、又この運動をやるについては眞に信念をもつた人なほ七月二日午前八時半より、總聯合、との間に再度會合を行ひ、總聯合側より高山、皆川、森、石井、今井、高橋、佐野の各氏出席し協調會側より地方狀勢等を説明された。

日本海員組合日本海員協會との懇談會

一、日時　六月七日於神戸市
一、出席者
日本海員組合　米窪滿亮氏、西巻敏雄氏、片山國治氏、森唯作氏、本田武市氏、松浦浩一氏
海員協會　宮本吉太郎氏、小泉秀吉氏、鈴木倉吉氏、鹿子木伸吾氏、外
協調會職員一同

次いで勞働者政黨たる社大黨、日本革新黨、時局協議會等とも會談を行ひ、運動の趣旨經過等を説明、忌憚なき質疑、批判にお答へした後協力を約せられた次第である。なほ今後その他の政治諸團體との間に懇談を續行する方針である。

日本革新黨との懇談會

一、日時　昭和十三年六月二十三日午後六時—九時
一、出席者
革新黨側　久留、神田、森本、牛谷大槻、西本、國久保
協調會側　溜島、坂井、子安、廣瀬
一、會議要旨
一切の儀禮を抜きにして隔意なき懇談を遂げたが、革新黨側より開陳せられた貴疑意見の大要は左の如し。
一、協調會の眼はどの位まつてゐるのか
一、政府がやりたいのだが、失敗した責任を負ふのがつらいため、協調會に先づやらせるのではないか
一、資本主義の解決は資本家と勞働者とだけでは不可能である
一、産業報國運動を發展させて行くには、イデオロギーを確立することが絶對に必要である
一、結局法制化するに非ずんばうまくゆかぬのではないか
一、勞働者の歩は現在の組織勞働者だけの歩をきいたのでは全く不完全不充分である、それは一少部分の歩に過ぎぬ、産業報國會は未組織の所を狙ふべきではないか
一、勞働者だけの構隊的團體をみとめるや否や等。

時局協議會との懇談會

一、日時　六月十六日
一、出席者
建川、小川（文二）、大山、小林（順）
菊地、久留、永井、有馬（成甫）、伊藤（誠）、松本（徳明）氏等約二十數名
協調會側　町田、中川、溜島、坂井、子安氏
協調會側より運動につき説明し、時協出席者諸氏より種々質疑意見の開陳あり、大いに輾轉さるゝ所があつた。

追記

日本勞働組合會議は七月十日第五回擴大中央執行委員會を開催「協調會時局對策委員會の産業報國會の提唱に對して其の主旨に贊意を表し、その中央聯盟に參加協力せんとするものである」旨を決議、協調會へ正式通達してこられた次第であり、その内容は次號にその全文を發表することとする。

（第三種郵便物認可　昭和二十年十月十七日）

産業報國運動に就て

厚生省勞働局長　成田一郎

左の一文は成田局長の先般名古屋における事業家官廳側との懇談會において愛知縣の如き特殊の事情と關聯して述べられた所を更に加筆せられたものである。

勞資調整の問題は現在最も重要なことの一つでありまして、今回協調會に於かれて之が爲に一つの大きな運動を起すことになりましたのは、寔に時宜を得たことと思ひます。私共と致しましても大いに贊成でありまして、皆樣の御協力を得たいと存じます。

勞資の關係は事變發生以來極めて圓滿な狀態にありまして、事業主も勞働者も協力一致して、時艱克服に當つてゐるのであります。昨年上半期は勞働爭議が非常に多く、どうなることかと心配されましたが、事變發生後は勞働組合等に於てもストライキなどを中止する方針に出でゝ居りまするし、又一般事業主も物價騰貴で從業員が困れば自發的に賃銀値上げをしてやると言ふ具合で勞資双方共極力無用の摩擦を避け所謂勞資一體となつて産業報國に努めると言ふ氣風が段々つて來てゐるのでありまして、此れは誠に結構なことであります。

勞資調整問題は、事變下に於ける産業勞働問題中最も重要な問題の一として今頃りに各方面に於て唱導せられて居る。蓋に愛知縣警察部は極めて具體的にして系統立てる勞資整調案を作成して縣の公案として示すと共に事業主其他の方面に折衝して之が實現に努力中であり、警視廳にあつては各事業主に對し所謂意思疎通施設を勧奨して着々其の實效を收めつゝある。又民間の團體として勞資の融和を圖ることを本來の使命とする協調會は爲に時局對策委員會なるものを設けて戰時戰後の勞資問題に付き研究審議する所があつたが、遂に勞資關係調整の爲めの具體的方策に就き成案を得て世に發表し、着々關係各方面の賛同を得ることに成功して、近く之を全國的運動たらしめんが爲の一大中央機關を設置せんとするの機運に至つて居る。更に勞働行政本の基調としたいのであります。そう考へますと勞資問題といふ語なども面白くない樣に思はれます。二者別々のものがあるといふ意味にとられるからとの二つを一緒にした言葉があると尙更よいと考へてゐるのですが、どうも適當な言葉が見付からない。然し乍ら、同じ樣な二つの言葉でも、夫婦、親子、兄弟などでは一體となつて行つてゐるのですから、勞資も一緒になつて産業の發展を通じて國家に御奉公すると考へれば、何でもないと言ふことも言へるわけですが、この言葉を聞いた感じは何となく面白くない樣に察せられてあります。

それは兎も角として、勞資關係に付いて協調會でも慣重熟心に研究され、案も出來たのでありますが、其の趣旨とするところ定に結構でありまして私共の考へてゐるところと同じであります。具體的なことは未定稿でありますが、底なことは未定稿でありますが、底流する精神は全く同じであります。そして具體的のことは各地各方面で研究された上、完全なものとしていたゞきたいのであります。

此の勞資調整については、さきに愛知縣に於て縣の案が發表されて居りますが、その精神、根本の基調は同じでありますから、その具體的方策に付ては篤と研究を御願して、勞資調整の目的が達せられる樣御協力を御願ひしたいのであります。

勞資調整問題に就て（一）

厚生省勞政課長　永野若松

一

所謂勞資調整問題が、事變下に於ける産業勞働問題中最も重要な問題の一として今頃りに各方面に於て唱導せられて居る。蓋に愛知縣警察部は極めて具體的にして系統立てる勞資整調案を作成して縣の公案として示すと共に事業主其他の方面に折衝して之が實現に努力中であり、警視廳にあつては各事業主に對し所謂意思疎通施設を勧奨して着々其の實效を得たいと存じます。

二

先づ勞資關係を如何に調整せんとするかとの問題であるが、勞資關係の本質は何であるか、勞資關係を規制すべき根本の基調は何かの主務官廳たる厚生省勞働局にあつても、勞資關係調整の問題を以て産業に從事すべきものなるかを明にしたる上、之に照して今日の勞資の關係が其の實際に於て之に悖るものがありとせば其の本來あるべき處に其の關係を立ち戻らしめ、勞資双方をして其の本來持たねばならぬところの精神を堅持せしむることが要望されねばならぬ譯である。外國に於ける勞資の關係は知らず、我國に於ける勞資の關係は産業報國の大精神を基調としたる所謂一體一如の關係である と我等は信ずる。勞資一體産業報國の精神こそは勞資關係を規制すべき根本の基調であり、動かすべからざる鐵則であると吾人は確信する。一君の下、萬民和親團結して各々其の分を盡し以て皇運を扶翼し奉ることは我國體の精華であつて日本精神の眞髓も亦之を措いて他にはない。日本に於けるありとしあるものは盡く國體の本義に副はざるものはなく日本精神の發露に非るものはないのである。億兆一心皇運扶翼の精神は日本精神の眞髓であり、此の日本精神の産業勞働部門に顯現したるもの、それが即ち勞資一體産業報國の精神に他ならぬと信ずるのである。勞資の正に依つて立ち、據つて自らを律すべき根本の基調は日本精神に他ならぬことを先づ嚴肯に認識せねばならぬ。

抑も勞資の關係は利害相反の關係ではない。勞働力を一つの商品と考へ賣主たる勞働者は出來得る限り之を高く賣らんとし買主たる資ひ換へれば勞資は抑も如何なる心構へ如何なる指導精神を以て産業に從事すべきものなるかを明にしたる上、之に照して今日の勞資の關係が其の實際に於て之に悖るものがありとせば其の本來あるべき處に其の關係を立ち戻らしめ、勞資双方をして其の本來持たねばならぬところの精神を堅持せしむることが要望されねばならぬ譯である。外國に於ける勞資の關係は知らず、我國に於ける勞資の關係は産業報國の大精神を基調としたる所謂一體一如の關係である と我等は信ずる。勞資一體産業報國の精神こそは勞資關係を規制すべき根本の基調であり、動かすべからざる鐵則であると吾人は確信する。一君の下、萬民和親團結して各々其の分を盡し以て皇運を扶翼し奉ることは我國體の精華であつて日本精神の眞髓も亦之を措いて他にはない。日本に於けるありとしあるものは盡く國體の本義に副はざるものはなく日本精神の發露に非るものはないのである。億兆一心皇運扶翼の精神は日本精神の産業勞働部門に顯現したるもの、それが即ち勞資一體産業報國の精神に他ならぬと信ずるのである。勞資の正に依つて立ち、據つて自らを律すべき根本の基調は日本精神に他ならぬことを先づ嚴肯に認識せねばならぬ。

抑も勞資の關係は利害相反の關係ではない。勞働力を一つの商品と考へ賣主たる勞働者は出來得る限り之を高く賣らんとし買主たる